

厚生労働省発保 0417 第 3 号

平成 27 年 4 月 17 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

(公 印 省 略)

国民健康保険特定健康診査・保健指導費の国庫負担の一部改正について

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 72 条の 5 に基づく国庫負担金の交付については、平成 23 年 3 月 31 日厚生労働省発保 0331 第 1 号厚生労働事務次官通知の別紙「国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という）により行うこととされているが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、都道府県知事におかれては、貴管内市区町村に対する周知につき配慮願いたい。

◎ 「国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱」新旧対照表
 (平成23年3月31日厚生労働省発保0331第1号厚生労働事務次官通知別紙)

傍線部分は改正箇所

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第72条の5の規定に基づき国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、国民健康保険法、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令(昭和47年厚生省令第11号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年^{厚生省}労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p>	<p>別紙</p> <p>国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第72条の4の規定に基づき国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、国民健康保険法、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令(昭和47年厚生省令第11号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年^{厚生省}労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p>

改正後

現行

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により負担金に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。
- なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (8) この負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により負担金に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。
- なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (8) この負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出

改正後

ついで証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を負担金の額の確定の且(6の(2))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

7～14 (略)

現行

ついで証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(6の(2))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

7～14 (略)

改正後

<p>1. 基準額</p> <p>○特定健康診査 次により算定した額の合計額</p> <p>実施方法別に次表の基準単価に 実施人員を乗じた額</p> <table border="1"> <tr> <td>実施方法 (注1)</td> <td>基準単価 (注2)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">＜集団健診＞</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診項目のみ 実施</td> <td>円 4,190 (5,390)</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診項目と詳 細な健診項目の実施</td> <td>5,080 (6,530)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">＜個別健診＞</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診項目のみ 実施</td> <td>円 5,490 (7,060)</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診項目と詳 細な健診項目の実施</td> <td>6,600 (8,500)</td> </tr> </table> <p>※訪問による特定健康診査の実施が必 要な者に対し、医師及び看護師等を 派遣して行う形態については個別健 診の実施とみなす。</p>	実施方法 (注1)	基準単価 (注2)	＜集団健診＞		基本的な健診項目のみ 実施	円 4,190 (5,390)	基本的な健診項目と詳 細な健診項目の実施	5,080 (6,530)	＜個別健診＞		基本的な健診項目のみ 実施	円 5,490 (7,060)	基本的な健診項目と詳 細な健診項目の実施	6,600 (8,500)	<p>2. 対象経費</p> <p>○特定健康診査 特定健康診査の実施に 必要な報酬、共済費、賃 金、報償費、旅費、需用 費（消耗品費、燃料費、 印刷製本費、光熱水費、 修繕料）、役務費（通信運 搬費、手数料、保険料）、 委託料、使用料及び賃借 料、負担金</p>	<p>3. 補助率</p> <p>1/3</p>
実施方法 (注1)	基準単価 (注2)															
＜集団健診＞																
基本的な健診項目のみ 実施	円 4,190 (5,390)															
基本的な健診項目と詳 細な健診項目の実施	5,080 (6,530)															
＜個別健診＞																
基本的な健診項目のみ 実施	円 5,490 (7,060)															
基本的な健診項目と詳 細な健診項目の実施	6,600 (8,500)															

現行

<p>1. 基準額</p> <p>○特定健康診査 次により算定した額の合計額</p> <p>実施方法別に次表の基準単価に 実施人員を乗じた額</p> <table border="1"> <tr> <td>実施方法 (注1)</td> <td>基準単価 (注2)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">＜集団健診＞</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診項 目のみ実施</td> <td>円 4,190 (5,390)</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診項 目と詳細な健診 項目の実施</td> <td>5,080 (6,530)</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診項 目のみ実施</td> <td>3,180 (4,090)</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診項 目と詳細な健診 項目の実施</td> <td>3,050 (3,920)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">＜個別健診＞</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診項 目のみ実施</td> <td>円 5,490 (7,060)</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診項 目と詳細な健診 項目の実施</td> <td>6,600 (8,500)</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診項 目のみ実施</td> <td>3,450 (4,440)</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診項 目と詳細な健診 項目の実施</td> <td>2,250 (2,890)</td> </tr> </table> <p>※訪問による特定健康診査の実施が必 要な者に対し、医師及び看護師等を 派遣して行う形態については個別健 診の実施とみなす。</p>	実施方法 (注1)	基準単価 (注2)	＜集団健診＞		基本的な健診項 目のみ実施	円 4,190 (5,390)	基本的な健診項 目と詳細な健診 項目の実施	5,080 (6,530)	基本的な健診項 目のみ実施	3,180 (4,090)	基本的な健診項 目と詳細な健診 項目の実施	3,050 (3,920)	＜個別健診＞		基本的な健診項 目のみ実施	円 5,490 (7,060)	基本的な健診項 目と詳細な健診 項目の実施	6,600 (8,500)	基本的な健診項 目のみ実施	3,450 (4,440)	基本的な健診項 目と詳細な健診 項目の実施	2,250 (2,890)	<p>2. 対象経費</p> <p>○特定健康診査 特定健康診査の実施に 必要な報酬、共済費、賃 金、報償費、旅費、需用 費（消耗品費、燃料費、 印刷製本費、光熱水費、 修繕料）、役務費（通信運 搬費、手数料、保険料）、 委託料、使用料及び賃借 料、負担金</p>	<p>3. 補助率</p> <p>1/3</p>
実施方法 (注1)	基準単価 (注2)																							
＜集団健診＞																								
基本的な健診項 目のみ実施	円 4,190 (5,390)																							
基本的な健診項 目と詳細な健診 項目の実施	5,080 (6,530)																							
基本的な健診項 目のみ実施	3,180 (4,090)																							
基本的な健診項 目と詳細な健診 項目の実施	3,050 (3,920)																							
＜個別健診＞																								
基本的な健診項 目のみ実施	円 5,490 (7,060)																							
基本的な健診項 目と詳細な健診 項目の実施	6,600 (8,500)																							
基本的な健診項 目のみ実施	3,450 (4,440)																							
基本的な健診項 目と詳細な健診 項目の実施	2,250 (2,890)																							

改正後

現行

○特定保健指導
 特定保健指導の実施に
 必要な報酬、共済費、賃
 金、報償費、旅費、需用
 費（消耗品費、燃料費、
 印刷製本費、光熱水費、
 修繕料）、役務費（通信運
 搬費、手数料、保険料）、
 委託料、使用料及び賃借
 料、備品購入費、負担金

○特定保健指導
 次により算定した額の合計額
 (1) 当該年度内に初回面接から実
 績（6ヶ月以上経過後）評価まで
 全て実施する場合
 次に定める実施方法別に、基準単
 価を実施人員に乗じた額
 ア 郵便機付け支援（実施基準第7
 条第1項に規定する支援）
 6,120円（7,870円）

イ 積極的支援（実施基準第8条
 第1項に規定する支援）

17,640円（22,680円）

※ 65歳以上の対象者については、積
 極的支援に該当した場合でも、郵便機
 付け支援を実施する。

○特定保健指導

次により算定した額の合計額

(1) 当該年度内に初回面接から実
 績（6ヶ月以上経過後）評価まで
 全て実施する場合

次に定める実施方法別に、基準単
 価を実施人員に乗じた額

ア 郵便機付け支援（実施基準第7
 条第1項に規定する支援）

6,120円（7,870円）

イ 積極的支援（実施基準第8条
 第1項に規定する支援）

17,640円（22,680円）

※ 65歳以上の対象者については、積
 極的支援に該当した場合でも、郵便機
 付け支援を実施する。

○特定保健指導

特定保健指導の実施に

必要な報酬、共済費、賃
 金、報償費、旅費、需用
 費（消耗品費、燃料費、
 印刷製本費、光熱水費、
 修繕料）、役務費（通信運
 搬費、手数料、保険料）、
 委託料、使用料及び賃借
 料、備品購入費、負担金

(2) (1) 以外の場合 (特定保健指導の実施期間中、特定保健指導対象者が参加しなくなった者や被保険者資格を喪失した者も含む。)

実施方法別に定める次の表の支援段階区分ごとの実施人員に基準単価を乗じた額の合計額。

ア 動機付け支援 (実施基準第7条第1項に規定する支援)

支援段階区分	基準単価
初回面接の終了まで (初回面接)	円 4,900 (6,300)
初回面接終了後から 実績評価の終了まで (実績評価)	1,220 (1,570)

イ 積極的支援 (実施基準第8条第1項に規定する支援)

支援段階区分	基準単価
初回面接の終了まで (初回面接)	円 7,060 (9,070)
継続的支援の開始か ら実績評価の終了ま で (実績評価)	10,580 (13,610)

※ 65歳以上の対象者については、積極的支援に該当した場合でも、動機付け支援を実施する。

(2) (1) 以外の場合 (特定保健指導の実施期間中、特定保健指導対象者が参加しなくなった者や被保険者資格を喪失した者も含む。)

実施方法別に定める次の表の支援段階区分ごとの実施人員に基準単価を乗じた額の合計額。

ア 動機付け支援 (実施基準第7条第1項に規定する支援)

支援段階区分	基準単価
初回面接の終了まで (初回面接)	円 4,900 (6,300)
初回面接終了後から 実績評価の終了まで (実績評価)	1,220 (1,570)

イ 積極的支援 (実施基準第8条第1項に規定する支援)

支援段階区分	基準単価
初回面接の終了まで (初回面接)	円 7,060 (9,070)
継続的支援の開始か ら実績評価の終了ま で (実績評価)	10,580 (13,610)

※ 65歳以上の対象者については、積極的支援に該当した場合でも、動機付け支援を実施する。

改正後

現行

(注1) 「集団健診」・・・医療機関（健診センター等）、市町村保健センター、公民館等の施設や検診車で行う形態で、専用の設備を設けて（日時を指定して健診のみを実施する場合を含む。）健診を行うもの。（個別健診に該当しないもの。）
 「個別健診」・・・医療機関の施設で行う形態で、一般の外来患者に対する設備を共用して健診を行うもの。（受診者が診療を目的として来院している患者に混じって特定健康診査を受診する形態。）

(注2) () 内の金額は、当該年度において、国民健康保険の被保険者が市町村民税非課税世帯に属する者である場合の基準単価。
 ただし、受診月が4月から7月までの場合にあつては、前年度の課税状況による。

○ 「市町村民税非課税世帯」とは、市町村が行う国民健康保険において、世帯主及びその世帯に属する当該国民健康保険の全ての被保険者に市町村民税が課されない場合。

(注1) 「集団健診」・・・医療機関（健診センター等）、市町村保健センター、公民館等の施設や検診車で行う形態で、専用の設備を設けて（日時を指定して健診のみを実施する場合を含む。）健診を行うもの。（個別健診に該当しないもの。）
 「個別健診」・・・医療機関の施設で行う形態で、一般の外来患者に対する設備を共用して健診を行うもの。（受診者が診療を目的として来院している患者に混じって特定健康診査を受診する形態。）

(注2) () 内の金額は、当該年度において、国民健康保険の被保険者が市町村民税非課税世帯に属する者である場合の基準単価。
 ただし、受診月が4月から7月までの場合にあつては、前年度の課税状況による。

○ 「市町村民税非課税世帯」とは、市町村が行う国民健康保険において、世帯主及びその世帯に属する当該国民健康保険の全ての被保険者に市町村民税が課されない場合。

別紙様式第1 (省略)
別紙様式第2

別紙様式第2

厚生労働大臣 殿

号 日
番 年 月

市区町村長 印

平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金所要額内訳 (別紙)
- 3 添付書類
(1) 平成 年度歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本
(2) その他参考となる資料
- 4 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。

申請額 金 円 (A)
前回までの
交付決定額 金 円 (B)
差引今回変更
増△減額 金 円 (A) - (B)

別紙様式第1 (省略)
別紙様式第2

別紙様式第2

厚生労働大臣 殿

号 日
番 年 月

市区町村長 印

平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金所要額内訳 (別紙)
- 3 添付書類
(1) 平成 年度歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本
(2) その他参考となる資料
- 4 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。

申請額 金 円 (A)
前回までの
交付決定額 金 円 (B)
差引今回変更
増△減額 金 円 (A) - (B)

平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導員負担金所要額内訳

別紙様式第2 別紙

改正後

基本額	(A)	円
対象経費支出	(B)	円
寄付金その他の収入予定額	(C)	円
差引額	(B)-(C)	円
国民負担金基本額	(E)	円
国民負担金所要額	(D) ^① ×乗数	円
国民負担金交付決定額	(G)	円
差引通知交付(一部取消)申請額	(F)-(G)	円

(市区町村名)

- (注) 1 「基本額」(A)欄及び「対象経費支出予定額」(B)欄には、経費別内訳の合計額を記入すること。
 2 特定健康診査等を実施機関に委託する場合は、「寄付金その他の収入予定額」(C)欄に自己負担額を徴収する額を記入すること。「対象経費支出予定額」(B)欄に自己負担額が含まれている場合は、「寄付金その他の収入予定額」(C)欄に自己負担額の合計額を記入すること。
 3 「国民負担金所要額」(D)欄に千円未満の端数が生じたときには切り捨てること。
 4 「国民負担金交付決定額」(G)欄及び「差引通知交付(一部取消)申請額」(F)欄は、交付要額の8による変更申請手続のほかに繰越を引くこと。

平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導員負担金所要額内訳

別紙様式第2 別紙

現行

基本額	(A)	円
対象経費支出	(B)	円
寄付金その他の収入予定額	(C)	円
差引額	(B)-(C)	円
国民負担金基本額	(E)	円
国民負担金所要額	(D) ^① ×乗数	円
国民負担金交付決定額	(G)	円
差引通知交付(一部取消)申請額	(F)-(G)	円

(市区町村名)

- (注) 1 「基本額」(A)欄及び「対象経費支出予定額」(B)欄には、経費別内訳の合計額を記入すること。
 2 特定健康診査等を実施機関に委託する場合は、「寄付金その他の収入予定額」(C)欄に自己負担額を徴収する額を記入すること。「対象経費支出予定額」(B)欄に自己負担額が含まれている場合は、「寄付金その他の収入予定額」(C)欄に自己負担額の合計額を記入すること。
 3 「国民負担金所要額」(D)欄に千円未満の端数が生じたときには切り捨てること。
 4 「国民負担金交付決定額」(G)欄及び「差引通知交付(一部取消)申請額」(F)欄は、交付要額の8による変更申請手続のほかに繰越を引くこと。

改正後

別紙様式第3～別紙様式第4 (省略)
別紙様式第5

別紙様式第5

番号
年月日

厚生労働大臣 殿

市区町村長

印

平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の
事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金精算額内訳 (別紙)
- 3 添付書類

(1) 平成 年度歳入歳出決算書 (又は見込書) 抄本
(2) その他参考となる資料

現行

別紙様式第3～別紙様式第4 (省略)
別紙様式第5

別紙様式第5

番号
年月日

厚生労働大臣 殿

市区町村長

印

平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の
事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金精算額内訳 (別紙)
- 3 添付書類

(1) 平成 年度歳入歳出決算書 (又は見込書) 抄本
(2) その他参考となる資料

平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導員負担金精算額内訳

別紙様式第5 別紙

改正後

基 本 額	(A)	円
対象経費の 支出額	(B)	円
寄付金その他 の収入額	(C)	円
差引額	(B)-(C)	円
国庫負担金 基本額	(D)	円
国庫負担金 所要額	(E) < 国庫負担金 > (D) × 国庫負担率	円
国庫負担金 交付決定額	(F)	円
国庫負担金 受入額	(G)	円
国庫負担金 精算額	(H) の額	円
差引額(△) 不足額	(H)-(I)	円

(市区町村名)

- (注) 1 「基本額」(A)欄及び「対象経費の支出額」(B)欄には、種別別内訳の合計金額を記入すること。
 2 特定健康診査等を実施機関に委託せずに自ら実施する場合、受診(利用)者から自己負担額を徴収する場合であつて、(対象経費の支出額)欄に自己負担額が含まれている場合は、「寄付金その他の収入額」(C)欄で自己負担額の合計額を記入すること。
 3 「国庫負担金所要額」(E)欄に千円未満の端数が生じたときには切り捨てること。

平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導員負担金精算額内訳

別紙様式第5 別紙

現 行

基 本 額	(A)	円
対象経費の 支出額	(B)	円
寄付金その他 の収入額	(C)	円
差引額	(B)-(C)	円
国庫負担金 基本額	(D)	円
国庫負担金 所要額	(E) < 国庫負担金 > (D) × 国庫負担率	円
国庫負担金 交付決定額	(F)	円
国庫負担金 受入額	(G)	円
国庫負担金 精算額	(H) の額	円
差引額(△) 不足額	(H)-(I)	円

(市区町村名)

- (注) 1 「基本額」(A)欄及び「対象経費の支出額」(B)欄には、種別別内訳の合計金額を記入すること。
 2 特定健康診査等を実施機関に委託せずに自ら実施する場合、受診(利用)者から自己負担額を徴収する場合であつて、(対象経費の支出額)欄に自己負担額が含まれている場合は、「寄付金その他の収入額」(C)欄に自己負担額の合計額を記入すること。
 3 「国庫負担金所要額」(E)欄に千円未満の端数が生じたときには切り捨てること。

改正後	現行
別紙様式第6～別紙様式第8 (省略)	別紙様式第6～別紙様式第8 (省略)

国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱

(通則)

- 1 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の5の規定に基づく国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、国民健康保険法、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和47年厚生省令第11号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この負担金は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条及び第24条の規定に基づき市町村が行う、特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この負担金は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）により市町村が行う特定健康診査等を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この負担金の交付額は、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(負担金の概算払)

- 5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により負担金に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (8) この負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を負担金の額の確定の日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化

に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 7 この負担金の交付の申請は、次により行うものとする。
 - (1) 市町村長は、別紙様式第2による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
 - (2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式第3により関係書類を添えて、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 8 この負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い毎年度12月28日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができるものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 都道府県知事は、7の(1)による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

- 10 都道府県知事は、市町村に係る負担金について、厚生労働大臣の交付決定通知又は変更交付決定通知があったときは、各市町村に対し別紙様式第4又は別紙様式第4-1により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 11 この負担金の事業実績報告は、次により行うものとする。
 - (1) 市町村長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第5による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1カ月を経過した日)までに都道府県知事に提出するものとする。

る。

- (2) 都道府県知事は、(1)の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式第6により関係書類を添えて、翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(負担金の額の確定通知)

- 12 都道府県知事は、市町村に係る負担金について、厚生労働大臣の交付額の確定の通知があったときは、市町村に対し別紙様式第7により速やかに確定の通知を行うものとする。

(負担金の返還)

- 13 厚生労働大臣は、交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

1. 基準額	2. 対象経費	3. 補助率														
<p>○特定健康診査</p> <p>次により算定した額の合計額</p> <p>実施方法別に次表の基準単価に 実施人員を乗じた額</p> <table border="1" data-bbox="260 640 724 1413"> <thead> <tr> <th data-bbox="260 640 571 775">実施方法 (注1)</th> <th data-bbox="571 640 724 775">基準単価 (注2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="260 775 724 819"><集団健診></td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 819 571 954">基本的な健診項目のみ 実施</td> <td data-bbox="571 819 724 954">円 4,190 (5,390)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 954 571 1088">基本的な健診項目と詳 細な健診項目の実施</td> <td data-bbox="571 954 724 1088">5,080 (6,530)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="260 1088 724 1133"><個別健診></td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 1133 571 1267">基本的な健診項目のみ 実施</td> <td data-bbox="571 1133 724 1267">円 5,490 (7,060)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 1267 571 1413">基本的な健診項目と詳 細な健診項目の実施</td> <td data-bbox="571 1267 724 1413">6,600 (8,500)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※訪問による特定健康診査の実施が必要 な者に対し、医師及び看護師等を 派遣して行う形態については個別健 診の実施とみなす。</p>	実施方法 (注1)	基準単価 (注2)	<集団健診>		基本的な健診項目のみ 実施	円 4,190 (5,390)	基本的な健診項目と詳 細な健診項目の実施	5,080 (6,530)	<個別健診>		基本的な健診項目のみ 実施	円 5,490 (7,060)	基本的な健診項目と詳 細な健診項目の実施	6,600 (8,500)	<p>○特定健康診査</p> <p>特定健康診査の実施に 必要な報酬、共済費、賃 金、報償費、旅費、需用 費（消耗品費、燃料費、 印刷製本費、光熱水費、 修繕料）、役務費（通信運 搬費、手数料、保険料）、 委託料、使用料及び賃借 料、負担金</p>	<p>1 / 3</p>
実施方法 (注1)	基準単価 (注2)															
<集団健診>																
基本的な健診項目のみ 実施	円 4,190 (5,390)															
基本的な健診項目と詳 細な健診項目の実施	5,080 (6,530)															
<個別健診>																
基本的な健診項目のみ 実施	円 5,490 (7,060)															
基本的な健診項目と詳 細な健診項目の実施	6,600 (8,500)															

<p>○特定保健指導</p> <p>次により算定した額の合計額</p> <p>(1) 当該年度内に初回面接から実績(6ヶ月以上経過後)評価まで全て実施する場合</p> <p>次に定める実施方法別に、基準単価を実施人員に乗じた額</p> <p>ア 動機付け支援(実施基準第7条第1項に規定する支援)</p> <p style="text-align: center;">6,120円(7,870円)</p> <p>イ 積極的支援(実施基準第8条第1項に規定する支援)</p> <p style="text-align: center;">17,640円(22,680円)</p> <p>※ 65歳以上の対象者については、積極的支援に該当した場合でも、動機付け支援を実施する。</p>	<p>○特定保健指導</p> <p>特定保健指導の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金</p>	
--	--	--

(2) (1) 以外の場合 (特定保健指導の実施期間中、特定保健指導対象者が参加しなくなった者や被保険者資格を喪失した者も含む。)

実施方法別に定める次の表の支援段階区分ごとの実施人員に基準単価を乗じた額の合計額。

ア 動機付け支援 (実施基準第7条第1項に規定する支援)

支援段階区分	基準単価
初回面接の終了まで (初回面接)	円 4,900 (6,300)
初回面接終了後から 実績評価の終了まで (実績評価)	1,220 (1,570)

イ 積極的支援 (実施基準第8条第1項に規定する支援)

支援段階区分	基準単価
初回面接の終了まで (初回面接)	円 7,060 (9,070)
継続的支援の開始から 実績評価の終了まで (実績評価)	10,580 (13,610)

※ 65歳以上の対象者については、積極的支援に該当した場合でも、動機付け支援を実施する。

(注1) 「集団健診」・・・医療機関（健診センター等）、市町村保健センター、公民館等の施設や検診車で行う形態で、専用の設備を設けて（日時を指定して健診のみを実施する場合を含む。）健診を行うもの。（個別健診に該当しないもの。）

「個別健診」・・・医療機関の施設で行う形態で、一般の外来患者に対する設備を共用して健診を行うもの。（受診者が診療を目的として来院している患者に混じって特定健康診査を受診する形態。）

(注2) （ ）内の金額は、当該年度において、国民健康保険の被保険者が市町村民税非課税世帯に属する者である場合の基準単価。

ただし、受診月が4月から7月までの場合にあつては、前年度の課税状況による。

- 「市町村民税非課税世帯」とは、市町村が行う国民健康保険において、世帯主及びその世帯に属する当該国民健康保険の全ての被保険者に市町村民税が課されない場合。

平成 年度 厚生労働省所管 平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金調書

平成 年度 厚生労働省所管

(市区町村名 :

)

歳出予算科目	国		地方公共団体				備考		
	交付決定の額	補助率	歳入		歳出				
			科目	予算現額	収入済額	科目		予算現額	うち国庫補助金相当額
(項) 医療費適正化推進費 (目) 国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金	円		円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 「国」の歳出「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が細分において行われる場合は細分まで）を記載すること。
 2 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の国庫負担金の額を記入すること。
 3 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
 4 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
 5 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 区 町 村 長 印

平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金所要額内訳（別紙）
- 3 添付書類
(1) 平成 年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
(2) その他参考となる資料
- 4 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。

申請額	金	円 (A)
前回までの 交付決定額	金	円 (B)
差引今回変 更増△減額	金	円 (A) - (B)

平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金所要額内訳

(市区町村名)

基準額	対象経費支出 予定額	寄付金その他の 収入予定額	差引額	国庫負担金 基本額	国庫負担金 所要額	国庫負担金 交付決定額	差引追加交付 (一部取消) 申請額
(A)	(B)	(C)	(B)-(C)	(A)と(D)のい ずれか 少ない方の額	(E)×補助率	(G)	(F)-(G)
円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 「基準額」(A)欄及び「対象経費支出予定額」(B)欄には、経費別内訳の合計金額を記入すること。
- 2 特定健康診査等を実施機関に委託せずに自ら実施する場合で、受診(利用)者から自己負担額を徴収する場合であって、「対象経費支出予定額」(B)欄に自己負担額が含まれている場合は、「寄付金その他の収入予定額」(C)欄に自己負担額の合計額を記入すること。
(特定健康診査等を実施機関に委託して実施する場合は、「寄付金その他の収入予定額」(C)欄は0とすること。)
- 3 「国庫負担金所要額」(F)欄に千円未満の端数が生じたときには切り捨てること。
- 4 「国庫負担金交付決定額」(G)欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額」(H)欄は、交付要綱の8による変更申請手続のほかは斜線を引くこと。

(1) 特定健康診査経費別内訳

(市区町村名)

分類	基準額		(A)欄の内訳		対象経費支出予定額 (B)欄の内訳 金額 円
	実施人員 人	基準単価 円	所要額 円		
特定健康診査					
対象者数(人)					
被保険者					
※当該年度の4月1日現在における対象者数。 ※実施人員数ではない。					
集団健診	(課税)	単独実施 基本項目のみ 基本項目+詳細項目	人 4,190		報酬、共済費、貸金、報償費 1式× =
	(非課税)	単独実施 基本項目のみ 基本項目+詳細項目	人 5,080		旅費 1式× =
小計(a)			人		需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、 光熱水費、修繕料 1式× =
個別健診	(課税)	単独実施 基本項目のみ 基本項目+詳細項目	人 5,490		役務費 通信運搬費、手数料、保険料 1式× =
	(非課税)	単独実施 基本項目のみ 基本項目+詳細項目	人 6,600		委託料 1式× =
小計(b)			人		使用料及び賃借料 1式× =
合計(a)+(b)			人		負担金 1式× =

(注) 1 対象者数は、当該年度の4月1日における対象者数を記入すること。(除外規定に該当することが明らかでない場合は除外すること。)

2 「対象経費支出予定額」欄の実施人員は、特定健診の実施形態別に人員数を記載すること。

3 「対象経費支出予定額」欄の委託料は、実施機関からの請求(見込)額を計上すること。

(2) 特定保健指導経費別内訳

(市区町村名)

分類	基準額			(A)欄の内訳		(B)欄の内訳 金額
	実施人員 人	基準単価 円	所要額 円			
特定保健指導						
対象者数 (人)						
動機付け支援						報酬、非労費、保管、報償費 1 式 × =
積極的支援						旅費 1 式 × =
合計						需用費 1 式 × =
※前年度に初回面接を行い、当該年度に実績評価(積極的支援)の組合は、継続的支援及び実績評価を行うもの(「実績評価のみ」)を含む。						役務費 1 式 × =
※実施人員数ではない。						委託料 1 式 × =
						使用料及び借借料 1 式 × =
						備品購入費 1 式 × =
						負担金 1 式 × =
動機付け支援						実施人員 人
	(課税)	6,120				動機付け支援(丁) 人
						(課税) 人
						初回面接のみ 人
						実績評価のみ 人
積極的支援						実施人員 人
	(非課税)	7,870				動機付け支援(丁) 人
						(非課税) 人
						初回面接のみ 人
						実績評価のみ 人
積極的支援						実施人員 人
	(課税)	17,640				積極的支援(丁) 人
						(課税) 人
						初回面接のみ 人
						実績評価のみ 人
積極的支援						実施人員 人
	(非課税)	22,680				積極的支援(丁) 人
						(非課税) 人
						初回面接のみ 人
						実績評価のみ 人
合計						実施人員 人
						動機付け支援(丁) 人
						(課税) 人
						初回面接のみ 人
						実績評価のみ 人
						積極的支援(丁) 人
						(課税) 人
						初回面接のみ 人
						実績評価のみ 人

(注) 1 対象者数は、特定健康診査の結果、階層化により特定保健指導の対象となった者の人数を記入すること。
 2 「対象経費支出予定額」欄の実施人員は、特定保健指導の実施形態、実施状況毎に実施人員数を記載すること。
 3 「動機付け支援(丁)」および「積極的支援(丁)」欄の実施人員は、当該年度内に初回面接から実績(6ヶ月後)評価まで全てを行う者(予定含む)を計上すること。
 (※)「初回面接のみ」欄と「実績評価のみ」欄の合計数ではない。
 (※)「積極的支援(丁)」欄においては、継続的支援が途中終了の場合も同様の扱いである。
 4 「初回面接のみ」欄の実施人員は、当該年度は初回面接のみを行い、実績評価は翌年度になる者を計上すること。
 5 「実績評価のみ」欄の実施人員は、前年度に初回面接を行い、当該年度は実績(6ヶ月後)評価のみを行う者を計上すること。
 なお、積極的支援の場合は、継続的支援が途中終了の場合も同様の扱いである。
 6 「対象経費支出予定額」欄の委託料は、実施機関からの請求(見込)額を計上すること。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の
交付申請書の提出について

標記について、管内市区町村長から「平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付申請書」の提出があり、これを審査した結果適正と認めたので、とりまとめて提出する。

(添付書類)

平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金精算額調書 (別紙)

平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金所要額調書

(都道府県名)

市区町村名	基準額 (A) 円	対象経費 支出予定額 (B) 円	寄付金及びその他の 収入予定額 (C) 円	差引額 (B)-(C) (D) 円	国庫負担金 基本額 (A)と(D)の いずれか少 ない方の額 (E) 円	国庫負担金 所要額 (E)×補助率 (F) 円	国庫負担金 交付決定額 (G) 円	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (F)-(G) (H) 円
〇〇市(市町村) 〇〇区(特別区)								
合計 市区町村数 ()								

(注) 「国庫負担金交付決定額」(G)欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額」(H)欄は、交付要綱の8による変更申請手続のほかは斜線を引くこと。

番 号

平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付決定通知書

市 区 町 村

平成 年 月 日第 号で申請のあった平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条
第1項の規定により平成 年 月 日厚生労働省発保第 号をもって、
第3項の規定により平成 年 月 日厚生労働省発保第 号をもって、修正のうえ（注）修正交付決定をする場合
次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 印

- 1 この負担金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成 年 月 日厚生労働省発保第 号厚生労働事務次官通知の別紙「国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、その内容は、
平成 年 月 日申請書記載のとおりである。
2のとおりである。（注）修正交付決定をする場合
- 2 事業に要する経費及び負担金の額は次のとおりである。ただし事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は負担金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
負担金の額	金	円

- 3 この負担金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この負担金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。

- 5 事業に係る事業実績報告書は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

番 号

平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金
追加交付決定（交付決定一部取消）通知書

市 区 町 村

平成 年 月 日厚生労働省発保第 号で交付決定された平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金については、平成 年 月 日第 号申請に基づき、
〔 決定内容の一部を
修正のうえ決定の内容の一部を（注）修正交付決定をする場合 〕 次のとおり変更

更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 印

- 1 この負担金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成 年 月 日厚生労働省発保第 号厚生労働事務次官通知の別紙「国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業でありその内容は、
〔 平成 年 月 日申請書記載のとおりである。
2のとおりである。（注）修正交付決定をする場合 〕

- 2 事業に要する経費及び負担金の額は次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回増加額	金	円
（今回減少額）		
負担金の額	金	円
内今回追加交付額	金	円
（今回減少額）		

- 3 この交付の決定内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市区町村長 印

平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の
事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金精算額内訳（別紙）
- 3 添付書類
 - （1）平成 年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
 - （2）その他参考となる資料

平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金精算額内訳

(市区町村名)

基準額 (A)	対象経費の 実支出額 (B)	寄付金その他 の収入額 (C)	差引額 (B)-(C) (D)	国庫負担金 基本額 (A)と(D)のいずれか 少ない方の額 (E)	国庫負担金 所要額 (E)×補助率 (F)	国庫負担金 交付決定額 (G)	国庫負担金 受入額 (H)	国庫負担金 精算額 (F)の額 (I)	差引過(△) 不足額 (H)-(I) (J)
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 「基準額」(A)欄及び「対象経費の実支出額」(B)欄には、経費別内訳の合計金額を記入すること。
- 2 特定健康診査等を実施機関に委託せずに自ら実施する場合で、受診(利用)者から自己負担額を徴収する場合であって、「対象経費の実支出額」(B)欄に自己負担額が含まれている場合は、「寄付金その他の収入額」(C)欄に自己負担額の合計額を記入すること。(特定健康診査等を実施機関に委託して実施する場合は、「寄付金その他の収入額」(C)欄は0とすること。)
- 3 「国庫負担金所要額」(F)欄に千円未満の端数が生じたときには切り捨てること。

(1) 特定健康診査経費別内訳

(市区町村名)

分類	基準額		(A)欄の内訳		対象経費の実支出額		(B)欄の内訳	金額
	実施人員	基準単価	所要額	円	円	円		
特定健康診査								
対象者数 (人)								
被保険者								
※当該年度の4月1日現在における対象者数。 ※実施人員数ではない。								
集団健診	(課税)	単独実施	基本項目のみ	4,190	0		報酬、共済費、賃金、報償費	1式 × = 0
	(非課税)	単独実施	基本項目+詳細項目	5,080	0		旅費	1式 × = 0
小計(a)							需用費	1式 × = 0
							消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料	
個別健診	(課税)	単独実施	基本項目のみ	5,490	0		役務費	1式 × = 0
	(非課税)	単独実施	基本項目+詳細項目	6,600	0		通信運搬費、手数料、保険料	1式 × = 0
小計(b)							委託料	1式 × = 0
							使用料及び賃借料	1式 × = 0
合計(a)+(b)							負担金	1式 × = 0

(注) 1 対象者数は、当該年度の4月1日における対象者数を記入すること。(除外規定に該当することが明らかでない場合は除外すること。)

2 「対象経費の実支出額」欄の実施人員は、特定健康診査の実施形態別に人員数を記載すること。

3 「対象経費の実支出額」欄の委託率は、実施機関からの請求額を計上すること。

(2) 特定保健指導経費別内訳

(市区町村名)

分類	基準額		(A)欄の内訳		(B)欄の内訳 金額
	実施人員 人	基準単価 円	所要額 円		
特定保健指導					
対象者数(人)					
動機付け支援					
積極的支援					
合計					
※前年度に初回面接を行い、当該年度に実績評価(積極的支援の場合は、継続的支援及び実績評価)を行うもの(「実績評価のみ」)を含む。					
※実施人員数ではない。					
動機付け支援	動機付け支援(課税)	人	6,120		報酬、共消費、賃金、報償費 旅費
	初回面接のみ	人	4,900		式 ×
	実績評価のみ	人	1,220		式 ×
	動機付け支援(非課税)	人	7,870		式 ×
	初回面接のみ	人	6,300		式 ×
	実績評価のみ	人	1,570		式 ×
積極的支援	積極的支援(課税)	人	17,640		式 ×
	初回面接のみ	人	7,060		式 ×
	実績評価のみ	人	10,580		式 ×
	積極的支援(非課税)	人	22,680		式 ×
	初回面接のみ	人	9,070		式 ×
	実績評価のみ	人	13,610		式 ×
合計	人				

- (注) 1 対象者数は、特定健康診査の結果、階層化により特定保健指導の対象となった者の人数を記入すること。
- 2 「対象経費の実支出額」欄の実施人員は、特定保健指導の実施形態、実施状況毎に実施人員数を記載すること。
- 3 「動機付け支援(丁)」および「積極的支援(丁)」欄の実施人員は、当該年度内に初回面接から実績(6ヶ月後)評価まで全てを行った者を計上すること。
- (※) 「初回面接のみ」欄と「実績評価のみ」欄の合計数ではない。
- (※) 「積極的支援(丁)」欄においては、継続的支援が途中終了の場合も同様の扱いである。
- 4 「初回面接のみ」欄の実施人員は、当該年度は初回面接のみを行い、実績評価は翌年度になる者を計上すること。
- 5 「実績評価のみ」欄の実施人員は、前年度に初回面接を行い、当該年度は実績(6ヶ月後)評価のみを行った者を計上すること。
- なお、積極的支援の場合は、継続的支援が途中終了の場合も同様の扱いである。
- 6 「対象経費の実支出額」欄の委託料は、実施機関からの請求額を計上すること。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金に係る
事業実績報告書の提出について

標記について、管内市区町村長から事業実績報告書の提出があったが、内容を審査したところ適正と認められたので、別紙のとおりとりまとめて提出する。

(添付書類)

平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金精算額調書 (別紙)

番 号

平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金
交付額確定通知書

市 区 町 村

平成 年 月 日第 号で交付決定通知された平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金については、平成 年 月 日第 号事業実績報告に基づき平成 年 月 日厚生労働省発保第 号をもって交付額が金 円に確定されたので通知する。

なお、精算不足分として国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金 円を追加交付することとされたので通知する。

また、超過交付となった国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法第179号）第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 印

番 号
年 月 日

厚生労働大臣

殿

補 助 事 業 者 名

平成 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号により交付決定のあった平成 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金について、国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱6の(7)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は
事業実績報告額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額(要国庫負担金返還額) 金 円

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)